明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○道路に関する件（東北地方整備局一八五）　一
○道路に関する件（関東地方整備局三八三、三八四）　二
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同三八五～三八八）　二
○道路に関する件（北陸地方整備局七七）　二
○道路に関する件（中国地方整備局一三三～一三五）　三
○都市計画に関する件（同一三六）　三
○道路に関する件（四国地方整備局七四）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一五七）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十四年度日本赤十字社業務及び収支決算等関係　二
地方公共団体
行旅死亡人関係　二
会社その他
会社決算公告　二

告示

○東北地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月六日

東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 四号　青森県東津軽郡平内町大字小湊字愛宕六四番五から同町大字小湊字愛宕七二番六四まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十五年九月六日

○関東地方整備局告示第三百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
群馬県利根郡みなかみ町永井字三坂山国有林二二二林班た一・二小班地内	前	六・五〇～五二・〇〇メートル	〇・一六三キロメートル
	後	六・五〇～五九・〇〇メートル	〇・一六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山国有林八〇林班ぬ小班地内	前	六・五〇～三二・〇〇メートル	〇・〇九三キロメートル
	後	六・五〇～九六・〇〇メートル	〇・〇九三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月六日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益財団法人群馬県建設技術センター